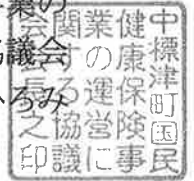




令和 3 年 2 月 3 日

中標津町長 西 村 穰 様

中標津町国民健康保険事業の  
運営に関する協議会  
会 長 小 柳 ひろみ



## 答 申 書

本運営協議会は、令和3年1月26日付中住保第126号により諮問のあった中標津町国民健康保険税の改定について、審議を行った結果、下記のとおり結論を得ましたので答申します。

### 記

平成30年度の国民健康保険制度改革により、北海道が共同保険者として財政運営の責任主体となったことに伴い、町の保険税を主な財源とする国保事業費納付金を北海道へ納める仕組みに変更され、町が行う国民健康保険は「北海道国民健康保険運営方針」に基づく運営が求められています。

この運営方針では、加入者負担の公平化を目的とした保険料水準の統一を目指すこととされており、町は段階的な保険税の見直しが必要となることから、諮問のとおり国民健康保険税の改定を認めることが適当と判断します。

なお、保険税の改定にあたっては保険者として国民健康保険事業の安定的な運営を図るべく、以下の事項について最大限取り組まれるよう要望します。

1. 保険税の収納率向上のための取り組みや、適切な滞納処分の実施に努め、被保険者間の公平性を確保すること。
2. 北海道統一保険料率に向けた今後の保険税の改定において、引き続き基金を活用し、被保険者の急激な負担の増加が生じることのないよう措置を講じること。

## 改定保険税率

## ・所得割率

	改定前	改定後
基礎課税分	8.3%	8.2%
後期高齢者支援金等課税分	1.9%	2.6%
介護納付金課税分	1.8%	1.9%
合計	12.0%	12.7%

## ・均等割額

	改定前	改定後
基礎課税分	27,000円	26,400円
後期高齢者支援金等課税分	6,400円	8,500円
介護納付金課税分	8,000円	8,500円
合計	41,400円	43,400円

## ・平等割額

	改定前	改定後
基礎課税分	33,000円	28,000円
後期高齢者支援金等課税分	7,000円	9,000円
介護納付金課税分	8,000円	6,600円
合計	48,000円	43,600円